

収容者遵守事項

府中刑務所

刑務所には所内の秩序を保つためいろいろな規則があります。その中でも次の事柄は特に注意して守りなさい。これに違反すると懲罰処分を受けることがあります。また、その違反が刑罰法令に触れるときは、更に刑罰を科されることがあります。

- 1 逃走し、又は逃走を企ててはならない。
- 2 許可なく指定された場所又は席を離れてはならない。
- 3 許可なく立入禁止場所に立入り、又は職員の視線外へ出てはならない。故意に職員の視察を妨害してはならない。
- 4 職員の呼出し又は連行を拒否し、又は妨害してはならない。
- 5 自傷し、又は自傷することを企ててはならない。
- 6 自殺を企ててはならない。
- 7 職員の指示に従わず要求又は反抗の手段として拒食を続け、又は正当な理由なく診察を拒否してはならない。
- 8 許可なく又は許可された方法によらず他人（他人とは他の収容者、職員、外部の人など自己以外のすべての者をいう。以下同じ。）又は外部の機関と交通し、又は交通を企ててはならない。
- 9 許可なく火を発し、又は火を発することを企ててはならない。
- 10 施設の建物、建具、備品等を故意に壊し、又は壊すことを企ててはならない。また、これらを汚損し、又は備品等を投棄してはならない。
- 11 職員、収容者等の人心をかく乱することを目的として虚偽の風説を流布し、又は流布することを企ててはならない。
- 12 人の通行を妨害する目的で、通路、出入口等に障害物を置き、工作を施し、又はこの開閉を妨害してはならない。
- 13 施設の設備等の利用を困難にし、又は機能を妨害する目的で設備等を工作し、若しくは工作することを企て、又は故意に作動させてはならない。
- 14 許可なく物品を作成し、加工し、持込み、若しくは隠とくし、又はこれらを企ててはならない。
- 15 許可なく物品を授受してはならない。他人の物品を盗んだり、取り上げたり、隠したり、又は壊したりしてはならない。
- 16 使用を許可されている物品を本来の目的と異なる用途に用い、又は定められた用法に反し

て用いてはならない。所持又は使用を許されていない物品を所持し、使用し、又はこれの入手を企ててはならない。

- 17 酒若しくはたばこ又はこれらと類似のものを作り、又は用いてはならない。
- 18 シンナー又はこれと類似のものを吸飲し、又は吸飲することを企ててはならない。
- 19 他人に対し暴行を加え、又は加えることを企ててはならない。
- 20 他人と喧嘩若しくは口論し、又はすることを企ててはならない。
- 21 他人をひぼうし、中傷し、又は侮辱するような言動をしてはならない。他人に対し粗暴な言動をしてはならない。
- 22 他人を脅迫し、威圧し、だまし、又は困惑させる言動をしてはならない。
- 23 他人との間で性的行為をしてはならない。故意にわいせつな露出をしてはならない。
- 24 就寝に当たっては、他の収容者のふとんにもぐり込んではならない。
- 25 わいせつな文章若しくは絵画を作成し、又は所持してはならない。
- 26 入墨をし、又は髪、眉毛等を特異なかたちに変えてはならない。
- 27 とばく又はとばく類似の行為をし、又はすることを企ててはならない。
- 28 作業を拒否し、怠け、又は妨害してはならない。
- 29 安全管理上定められたこと又は作業上指導されたことに違反して作業してはならない。
- 30 作業上の製品、材料、道具等を故意に汚損し、破壊し、投棄し、又は隠とくしてはならない。
- 31 動作時限又は日課に従うことを拒否し、怠け、又は妨害してはならない。
- 32 大声を発し、放歌し、騒音を発するなどして静穏を害してはならない。
- 33 交談を禁じられている場所又は時においては、正当な理由なく話をしてはならない。
注を参考にすること。
- 34 残飯、ごみなどは所定の場所以外の場所に投棄してはならない。
- 35 許可なく定められた方法以外の方法で衣類を洗濯し、又は身体を洗ってはならない。
- 36 許可なく張り紙をしてはならない。
- 37 建物、備品等に落書きをしてはならない。
- 38 出願は定められた方法で行い、定められた方法以外の方法でこれを繰り返し、又は定められた方法であっても強要にわたってはならない。
- 39 職員の職務上の指示、命令に対し抗弁、無視などの方法により職員の職務を妨害してはならない。
- 40 職員の職務上の調整、質問に対し、偽わりの申告をしてはならない。
- 41 法令、所内規則及び所内生活の心得に基づく職員の指示、命令にそむいてはならない。

42 他の収容者に遵守事項に違反することをすすめたり、援助したり、そそのかしてはならない。

43 その他刑罰法令に触れる行為をしてはならない。

注 交談を禁止する場所及び時

(1) 場所

- ① 独居居室
- ② 接見所待合室及びその廊下
- ③ 講堂（待合室を含む。）
- ④ 診察室（待合室を含む。）
- ⑤ 更衣室
- ⑥ 入浴場
- ⑦ 事務室
- ⑧ 教誨堂（講堂、教室を含む。）

(2) 時

- ① 就寝中、ただし、必要な用務に関し、静粛かつ平穩に交談する場合を除く。
- ② 就寝時間中
- ③ 人員点検中
- ④ 引率歩行中
- ⑤ 独居運動中 ただし、集団運動場において運動中、静粛かつ平穩に交談する場合を除く。

(3) その他

職員が規律維持又は教化目的達成に必要があると認めて交談禁止を指示した場合。

